

天理市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第5号

天理市特別会計条例の一部を改正する条例

天理市特別会計条例（昭和39年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の天理市特別会計条例の規定による住宅新築資金等貸付金特別会計の令和3年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。